

3. 親日附逆者処断

★ 鋤奸団事件(玉観彬 処断)

上海事変当時上海に仏慈業廠という商号の始め、日本官憲と内通し巨富を得た玉観彬という者がいた。この者は日本軍を背に背負って彼らに莫大な支援を惜しまず、独立運動に対しては陰謀をめぐらせかねなかった。当時彼は財界、言論界、宗教界に及ぶ非常に強い勢力をほこっており誰も敢えて処断する意欲を出すことができなかった。臨政は虹口事

件以後、金はあったが仕事をやり出すほどの人がおらず、南華連盟は人はいるが仕事をやりとげるだけの金がなかった。だから臨政の財力と南華連盟の人力が合作をみるようになった。白凡と華若が玉觀彬を除去しようとの合意に達した。経済的負担は臨政系の愛国団、実行は南華連盟に任せることにしたものである。この関係は金九、安恭根、鄭華若三者だけが知り、他の人には判らないことであった。

そのことは、玉觀彬の勢力があまりに肥大したために事が失敗した場合に愛国団の関連事実を隠ぺいしようとする白凡の手法であった。華若は白凡の心積りを心良くは思わなかったが、こうして、根気強く玉の動静を見極めた。或る日、玉が彼の弟玉勝彬の家で人の夫人と通情する現場を捕捉して、廠亨淳が彼を射殺した。

玉觀彬は興士団の巨物であった。興士団では玉の死因を明らかにしようとした。南華連盟は鋤奸団という名義で玉の罪状を世に暴露した。興士団は静かになり、僑民社会はもちろん中国社会まで快歌を呼び、これが南華連盟の拳事であることが世に知られるようになった。

臨政系の愛国団は中国政府から巨額の資金援助を得ているが、白凡には名分が必要だった。安恭根を通じて白凡は華若に鋤奸団事件に関して愛国団と南華連盟が共同声明を出せよと提議してきた。華若はこれを断った。これにより臨政と南華連盟との間に亀裂が生じて、楊汝舟が再び愛国団から復帰できなくなった。しかし楊汝舟は愛国団の無気力な構性に不満を抱いて、意図の合う同僚と共に再び上海に戻って来て、南華連盟に合流しようとした。しかし再び悪化した愛国団との関係を見て、南華連盟は彼を受け入れることが出来なかった。その後、楊汝舟は金元鳳の義烈団に加入し、安東万と合流し活動したが、日警に逮捕され死刑になった。

玉觀彬 被殺事件に関し1933年8月3日付 国内新聞は次のように報道した。

「上海で十数年間実業界に活動し実業家として有名な上海三徳洋行主人玉觀彬(43才)は去る1日夕方親戚の家を訪問して仏租界へ向けて自動車を出ようとする時突然数名の青年が拳銃で狙撃し、現場で射殺されたが、政治関係の暗殺であると思われる。犯人は直に逃走してしまつたという。」

この事件は中国側にも一大衝撃を投げかけていた。8月15日継続して次のように報道した。

「上海実業家玉觀彬暗殺事件は全上海の奇異で不思議な出来事として国際的物議の焦点となった。元玉氏の暗殺に対し国際的に種々の風説があって事件は増々迷宮に入り込み全上海警察当局の神経を鋭敏にさせている。彼が仏租界従兄家前で不明の銃弾を受けて死んだ後、警察も今まで原因を捜し当てる事が出来ず迷い思案している時、突然9日になって〇〇除奸団という名で玉觀彬の罪状を入れた声明文を発表し全市の空気を緊張させた。その団体は玉氏を〇〇の〇〇と云つて6ヶ条の罪目を挙げた。警察

当局は事件の端を知ってその団体関係者を検挙しようと大活動中である。玉氏は中国国民党と上海市民連合会の要職を持った朝鮮人で、中国の軍事政治の偵探をしようという罪状宣布に中国側でも大きな衝動を受け、事件を嚴重調査中であり朝鮮人の入籍に対し今後は特別嚴重にするとのことであり、また南京国民党部では国民党他官公庁に替入している朝鮮人を嚴密に調査するようにした。」

同年12月18日には玉觀彬の親兄玉勝彬も殺された。この事件に対し国内新聞は次のように報道している。

「今年になって上海在留朝鮮人間に暗殺事件が頻発し非常な恐怖を引き起こしたことは再三報道しているところであるが、今年18日午後6時に故玉觀彬氏の親兄玉勝彬氏が突然仏租界で暗殺された。その詳細な事情を聞けば、前記玉勝彬氏は前記地方にいる金海山氏宅を訪問し帰ろうとその家の門を出ようとしたところ、ある青年がピストル一発を発射し玉氏の胸に当たり、何処に逃走したのか、金海山氏はこの銃声を聞いて現場へ走り行き見れば玉氏は既に氣絶してしまつて話もできず、全身が血みどろになり横たわっていた。玉勝彬氏は平壤出身で今年48才だが早くから三一運動当時上海で各方面にわたつて活動していたが、近來はフランス工部局警察庁で朝鮮人係を受け持つており、家族は老母と夫人と息子仁愛、仁贊など4名と娘であつた。玉氏を暗殺した2名に関しては、いろいろ風説があり私的関係であるのやまたは政治的原因があるのやら確かな断定は出来ないと言ひながら、仏租界当局と日本総領事館警察当局は全力を尽して犯人捜索に大活動を開始している。」

仏租界当局には政治局に嚴桓燮、工部局に玉勝彬、2人の朝鮮人が職員として働いていたが、嚴桓燮がいる間は日警による朝鮮獨立運動者取締りがある場合、いつでも嚴桓燮が事前に連絡し逃避できるようにした。しかし尹奉吉義挙後、嚴桓燮もその場所を去つて、その後では島山を始めとして多くの獨立運動者達が日警に逮捕されるという事件が続出して来た。これで玉勝彬は獨立運動に対する非協力及至背反の嫌疑を受けていたが、そのことが彼の暗殺原因ではなかつたと推測されることにもなつた。

★嚴亨淳、李圭虎 被逮（李容魯処断）

上海居留民団 副会長 李容魯は反動分子を糾合して獨立運動団体の活動を妨害し、南華連盟、義烈団、孝士団、臨政など獨立運動陣營に關した情報を日帝官憲に提供するスパイの役割を果していた。南華連盟員 嚴亨淳はこの者を処断することを決心した。

彼は僑民団事務室2階に居住しており、この事務室は日本官憲が關与している公共租界内に位置してゐながらあまり知る者がなかつたため、彼を処断する事には緻密な事前工作を要した。

嚴亨淳は李圭虎に援助を求めた。兩人は事前に彼の住居位置を確認して置き、193

5年3月25日早朝拳銃を1丁づつ持って彼の居室を捜していった。居室の戸をノックしながら訪問を知らせると、誰かと聞いて戸が開けられた。寢床で直ちに起きようとするところを嚴亨淳が銃を撃ち命中した。その瞬間李容魯の妻が敏捷に嚴の頭部を刃物でなくった。ふらついている嚴の頭を外套で隠して李圭虎が彼を助けて階段を走り降りて来たがこの騒動を聞いて駆けつけて来た中国警察に2人とも逮捕された。7日後に嚴は日本領事館警察に引渡され、30日後には李も引渡された。李の引渡が遅くなったことは、彼が国籍を中国だと主張したためである。(以上は事件関係者李圭虎の話による)

1936年1月15日と4月18日までの間の東亜日報報道を総合すれば事件の全貌は次のとおりとなる。

本籍 慶北 英陽郡 英陽面 文川里

住所 上海 法租界 菜市場 嚴舜奉(或は亨淳) 30才

本籍 京城府 益善洞

住所 同上

李圭虎(李嘯山) 21才

上記二人は南華韓人青年連盟員で、1935年3月25日李容魯の家を訪問して彼を拳銃で射殺した。李の妻と朴聖信と彼の隣室に住んでいた朴崇福の追撃を受けて中国警察に逮捕され日本領事館警察に引渡された。そこで取調べを受けて5月30日上海を出航した平安丸で仁川に入港し直ちに警察部に収用された。

取調べの結果1933年8月に三徳洋行主 玉觀彬を殺害した事実と同年12月に玉勝彬を殺害した事実が判明した。(5月28日、31日付 東亜) 国内アナキストと連絡した嫌疑があり、李乙奎と崔学柱を検挙し取調べた結果、関連ないことが判明し、彼らは不起訴となった。(7月5日、8日、9日、21日付 東亜)

1935年7月8日 嚴亨淳と李圭虎は検事局に送致され予審に回附され1936年2月4日 第1回公判が開かれた。

その公判で嚴亨淳は始めに元勳(心昌)の勧誘で南華韓人青年連盟に加入したと言い李容魯の殺害事実は承認したが有吉公使暗殺計画には加担した事がないと否認した。

李圭虎は李会榮の次男で父親の感化を受けアナキストとなり南華連盟に加盟したと話し、彼が中国語を巧みに話すために嚴亨淳が李容魯の家に行く時の案内を頼まれたのだと答えた。嚴は、李容魯を殺したのは最近彼が日本領事館と結託して上海に居住する朝鮮人を居留民会に加入するよう圧力を加えながら独立運動者の行動を領事館に報告したからであり、責任を負うと言った。

1936年2月4日の第1回公判で香村検事は 嚴舜奉に死刑を李圭虎に無期懲役を求刑した。同年2月18日の続開公判で 嚴舜奉に死刑、李圭虎に13年が言渡された。

嚴は控訴を放棄して、検事は李の刑量が軽いと抗告したが、同年4月17日控訴審公判で再び原審判決どおり言渡された。(1936年1月15日、2月5日、19日、4月9日)

18日、25日付 東亞)

1936年2月4日の公判に關し2月5日付東亞日報は次のように報道している。

「上海民會長を射殺した嚴舜奉等公判。南華青年連盟員で有吉公使狙撃計画。再昨年3月中旬頃に上海で有吉公使の狙撃を計画する一方、上海朝鮮人居留民副會長に拳銃を発射し殺した。無政府主義者 嚴舜奉など2名に關した治安維持法違反と殺人事件の公判は4日午後1時30分頃、京城地方法院 刑事部 法廷で山下裁判長主審と香川検事の立会下に開廷された。これらの者は、11月早く上海に渡り行、た後、南華青年連盟に加入し同連盟員で無政府主義に共鳴し地下活動から表面での活動まで活躍を開始してきていた。再昨年3月20日に上海六三亭で日本領事館に帰る有吉公使を射撃しようとした事件の関係者に關連した共犯者であり、昨年6月には上海朝鮮人居留民副會長 李容魯に拳銃を発射し殺害した直接テロ犯だといふ。

この日出廷した被告は次のとおり。嚴舜奉、李圭虎。香川検事は嚴に死刑、李に無期刑を求刑した。嚴舜奉は裁判長の審理に対し上海の南華青年連盟に元勲の勧誘で加入し無政府主義に共鳴した同連盟員と共に活動していたが、再昨年3月中旬頃に上海で有吉公使を爆弾で暗殺する計画に關与してないといふ。そして昨年6月に朝鮮人居留民副會長 李容魯の家を捜し行ったのは、当初から殺害する目的で行ったものでなく、最近彼が日本領事館と結託し上海に居留する朝鮮人を居留民會に加入させると同時に朝鮮人居住地等での行動を領事館に報告する事があつたので彼に忠告するために行つたが、反対に李容魯から先に攻撃を受ける危険があり、無意識のうちに被告が持っていた拳銃で脅迫する意味で一発を撃つたところ彼に当たると李容魯に対する殺意を全部否認した。

次に李圭虎に対する審理を始めた。李圭虎は無政府主義者李会榮の次男として父親の感化で無政府主義を信じるようになり早から南華青年連盟に加入するようになった。嚴舜奉が昨年6月に李容魯の家を訪ねる時、李圭虎が中国で出生して以來中国に住み中国語をよく話すことから案内を頼まれ嚴舜奉について行つたものであり、絶対に動靜を探りに行つたのではないといふ。ところが香川検事は死刑と無期を求刑した。」

李圭虎の話によれば、始めから李容魯に対する殺意があつたのではなく無意識のうちに発砲したのだといふ。法廷で嚴舜奉が陳述したと新聞に報道されたことは、実は嚴の死刑を謀免させる為に自分がそのように主張したものだといふ。そして一審の判決に対し検事が控訴を提起したのは、無期で減刑されるだろう言葉を延期させておき、玉觀彬事件と關連させ死刑を更に確實に作り出す為の検事の決定であつたといふ。

李圭虎はまた次のようにも言っている。上海から仁川に押送される船上で嚴舜奉は既に死刑を覚悟して、民族の解放の為に自分は多くの反逆徒を殺害したから、私に死んでも何の余悔もないといふ生死を超越していた。(この世最後の姿を見た)死刑を執行した獄吏の言葉によれば、刑場に出て行く最後の瞬間まで少しもあわてたり焦燥した様子はなく、

最後に大韓万才、無政府主義万才を三唱して殞命したという。

★ 嚴亨淳 李奎虎の裁判記録 (昭和11年 刑控 第95号)

判決

本籍 慶尙北道 英陽郡 大川洞962番地

住居 中国上海 仏租界 采市場 12号

無職 嚴亨淳 (嚴舜奉) 満31才

本籍 未詳

住居 中国上海 仏租界 采市場 12号

無職 李奎虎 満24才

以上 嚴舜奉に対する 治安維持法違反、強盗未遂、殺人、同予備及び同未遂、あわせて 李奎虎に対する 治安維持法違反、強盗未遂及び殺人被告事件に關して昭和11年2月18日京城地方法院が決定した各有罪の判決に対し、被告である嚴舜奉から控訴申立てがあり、また被告である李奎虎に關しては 担当検察官から控訴申立てがあつたので、本院は朝鮮総督府検事官井親造 関与で再び審理を遂行し次のとおり判決した。

主文

被告 嚴舜奉を死刑に処する。

被告 李奎虎を懲役13年に処する。

押収物件中 錠剤1袋 拳銃1丁、符才2号 不発弾1個、符才3号 薬莖3個、符才4号 命中弾丸、符才5号 金属片2つ、符才6号 拳銃1丁、符才7号 弾丸3つは全てこれを没収する。

理由

被告人嚴舜奉は貧窮な境遇にあつたことから初等教育も受けられず、18才の時に満州に行つて以来 数年間 満州各地で、或は農業を經營し或は農場などを転々としながら農業労働に従事し、やがて彼自身の生計を維持していた、ところがマンボウ事件が突発してから職業に安心出来ず、他に安住の地を移す為に昭和6年10月初旬頃 面識ある医者洪氏の紹介により 北平民立中学校の李永根を頼つて北平に行った。しかしその付近の農場もやはり匪賊のめづわいから安住する地ではないことがわかつて、再び李永旭の紹介により同年1月頃上海 付近南翔にいる イフタル学院の教師 柳子明を頼り南翔に到着した。そのようにして 同人及び同人の生徒 常兩廉の斡旋により 同地より3里位離れている南塘で農業に従事するようになった。ところが前述の場処と同じ生活環境になるに従い被告人は無政府主義的色彩を濃くし始め、以上 子明と互いに度々教士合向間に、同人などの指揮感化を受け 漸次 無政府主義に共鳴するようになった。そのようにして、個人の自由は絶対に尊重しなければならずその自由を保障するために、政治的には全ての支配階級を打倒し 民衆の自由連合の意志で社会を統制し、経済的には一切の財産を社会

が共有しなければならぬという論理にまで至ったものである。また、被告人李圭虎は南満州鄒家荘で今は故人となつた無政府主義者李会榮の三男として出生した。そのようにして、父親の意図を受け北平、天津、上海などを転々としてながら初等及び中等教育を受けて成人し、父親の指揮惑化により前記と同様な無政府主義を正しいと信じるに至つたものである。

第1被告 嚴舜奉は昭和7年12月中旬頃上海フランス租界福履理路亭元芳6号白鷗波方で同人及び元心昌などから当時上記場所を本部とし日本帝国の国體の變革と私有財産制度否認を目的とする結社 南華韓人青年連盟に加入するように誘ひを受け以上と同じ目的を持つた結社である事を知りながらこれに加入した。

第2、被告人李圭虎は昭和8年12月頃上海フランス租界 英仁里16号にある元心昌方で同人の勧誘により前記南華韓人青年連盟が前述したところの目的を持つた結社である事を知りながらこれに加担した。

第3、以上結社の目的遂行のため。

(1) 被告人 嚴舜奉は昭和8年3月5日頃前記白貞基方で以上結社の連盟員、同人及び元心昌、李達、李圭虎、千里芳(本名李容俊)、鄭海理、鄭華若(本名鄭允五)金聖秀、李康勲、楊汝舟(本名吳曼植)と会合を持った。そこで元心昌の提唱による「日本政府の荒木陸相の命により国民政府軍事委員長蔣介石を4000万ウオン(当時1000万ドル相当)で買収しようと策動する有吉明公使が近日報告の爲り帰国するだろう。そして同公使がその報告を終えて再び帰ってくる時分には時局が急転し私産無政府主義者は運動の足場を失うようになるだろう。だから同公使が帰国する以前に機会を見て、この者を殺さなければならぬ」という意見に賛同して以上の人達と同公使を殺害することを共謀した。そして、その目的実行を担当しようとする者が続出し、翌6日同所で前記人物らと抽選した結果、実行者として李康勲及び白鷗波兩名が決定した。続いて兩名は同公使の写真入手及び自動車番号の調査などその実行行為に必要な準備をして同月9日頃、同公使が同月17日夕刻 共同租界文路料理店六三亭(日本人経営の高級料理店)で開催される宴会に出席する予定との情報を入手した。そして直接行動により同公使を宴会場から帰る途中で殺すこととし同月13日頃上記六三亭及びその付近の状況を根察して、当日の一切点を桑海武昌路217号にある料理店(中国人経営)松江春に定めた。その外、全般の準備を整え次に、同月17日午後被告人嚴舜奉その他同志が家に集まり以上兩名の送別会を開催した。そして同日午後8時頃に至り、同公使が同日午後9時30分頃前記宴会場を去るだろうとの情報を入手し、以上兩名は直ちに拳銃などの武器を携帯し前記松江春に駆けつけ同料理店で待機して以上武器で同公使を殺害しようとしたが事を起こす前に発覚し、実行に着手する以前に逮捕され殺人予備とされた。

(2) 被告人兩名は昭和10年1月20日頃当時の住居上海フランス租界福履理路

李達

보고리 (ボコリ) 194号で前記金聖秀及び鄭華岩などと会合を持った。この席で結社の運動資金調達のため上海フランス租界霞飛路보고리(ボカーリ)24号朝鮮人조상섭(チョサソプ)の家を襲撃し同人を脅迫して金銭を強奪することを協議した。その翌日21日午前8時頃被告人嚴舜奉は以上李達及び金聖秀と共に各々鄭華岩から交付を受けた拳銃1丁づつを携帯し被告人李圭虎を案内者として前記住所を出発し、同日午前9時頃 조상섭の家に至った。そのようにして被告人李圭虎及び金聖秀はその家の階段の下で見張りをし、被告人嚴舜奉は李達と共に2階に登って行き 조상섭を襲撃した。

しかし当時既に同人はその事実を知って逃走した後で手に拳銃を持ったまま、李達と共に同所 조상섭方家人に対し、反抗すれば殺すと威脅し室内を捜索したが目につくだけの金品もなかった。このため目的を遂行できなかった。

3) 被告人嚴舜奉は昭和10年3月17日頃前記住所で李達及び千里芳と共に戦友鄭華岩が提唱した、上海朝鮮人居留民会会長李容魯は日本領事館と連絡を取り私達革命家の動静を領事館員に通報するだけでなく我々の住所を秘に探り逮捕するの都合が良いように図り、また上海在留朝鮮人をみな居留民会に入会させ我々の活動範囲を更に縮小させているので将来のめざめ11の元を断つ為にも同人を殺す必要があるという意見に賛同して翌18日午後1時頃再び前記3名及び金聖秀と、上海中國人居住地역내(ヨック)黃浦江の下流 오가만(オガマン)山で李容魯を殺害する具体的方法に關し協議した。その結果実行担当者は2名としてそのうち1名は同地で自らこれを担当することとし、他の19名は同地で調査を行うこととし、暗殺用拳銃弾丸などは鄭華岩がこれを準備することなどを決定した。そして被告人李圭虎は同日夕刻前記住所で李達から前述の李容魯射殺に關する謀議計画を聞いて、その見張を担当する役割を頼まれこれを直に引受けた。これにより、被告人兩名及び以上の人物の李容魯殺害謀議結果で、被告人兩名は以上殺害計画決行後、当局の捜査を困難とする為、同月22日上海フランス租界川로로 里12号をアジトとして前記住所から移転した。被告人嚴舜奉は翌日23日同所で鄭華岩から突撃用拳銃2丁を受け取り、同日夕刻被告人兩名は上海 夕夕로 里16号に居住する李容魯の家の模様と合せて付近の状況を詳しく調査しておいた。そのようにしてその日の夜再び上記アジトで鄭華岩を含め3名で、李容魯を殺すこと、被告人李圭虎は現場付近で見張りをすること、決行する日時は同月25日午前7時30分頃とすることなどを決定した。この謀議に基づいて結局同月25日午前6時頃前記の突撃用拳銃各1丁(符牒1号は嚴舜奉、符牒6号は李圭虎が各々所持)を携帯して上記李容魯の家に至った。被告人李圭虎は付近の野采市場広場で見張りの任務に着手し、被告人嚴舜奉は同所3階に登り、李容魯の居室北側の門付近で、同人の専朴聖信及び隣室に居住する朴崇福と二言三言交わした後、正しい方を知り、右側の戸を蹴り開け、戸付近の北側の壁に隣接

して置かれていた寝台上で頭を右側入口に向け睡眠中の李容魯を狙い拳銃を2発発射し、同人の後頭部に命中させると直に階段を降り逃走した。そうするや、上記 朴聖信及び朴崇福が強盗だと叫びながら追跡し捕えようとした。同人達までも殺もうと思つたが、階段を降りて行く被告人に迫りつつある同人らに対し拳銃を2発発射し朴聖信の後部に命中したが同人達は意志を曲げず被告人に続けて迫り来るので、最後にその階段の下付近で同人を捕えようとする朴崇福に向け再び拳銃を発射したが不発であった。思ひぬ出来事として拳銃で乱打し同人のひらんだ隙に多分위로大通りに向けて逃走した。しかし同人及び中国人巡査に結局逮捕され、上記兩名に対してはその殺害に失敗し、この間被告人李奎虎は見張りをしていた地奥から被告人嚴舜奉が上記の様な追跡に会っているのを知り、助けようと現場に駆けつけたところを警官に逮捕された。以上の暴行により李容魯はその後、中央部から頭蓋骨内脳質を貫通し脊骨を破壊し左側耳の下に至るほどの銃傷を被り、同月午後2時20分上海号外路142号福民の見取りで死亡した。朴聖信は頭部に銃傷を被り全治1ヶ月、朴崇福は頭部に全治3週間の破傷を被ったこと、被告人嚴舜奉の殺人、同未遂、及び同予備の所為は犯意の継続として成されたものである。

証拠を考察するに判示した全ての契機の事実のうち被告人嚴舜奉に關した部分は同被告人が当法廷でその意を供述したところにより、これを認定する。また被告人李奎虎に關した部分は、同被告人が当法廷で自己は七父李会榮の子として生まれ、証人と共に北京に居住し天津、上海と転居したという意味の供述記載、同被告人に対する予審第1回訊問調書中、彼の供述で無政府主義は皆が平等に暮らすことを主張すること、上海居住当時これに共鳴したという意の記載、同被告人に対する檢察第2回訊問調書中、彼の供述で父親李会榮は無政府主義者であったという事実に相違ないという意味の記載、同被告人に対する司法警察官の第1回被疑者訊問調書中、彼の供述で“無産階級を圧迫する現代資本主義社会制度を打倒し、万民平等の無政府すなわち自由連合社会を創設しなければならぬ”という意味で父親李会榮が主張する無政府主義の理論を是認するに至った意味を記載、以上供述記載を総合し、これを認定する。

次の被告人嚴舜奉の判示第1の事実は同被告人が当法廷で供述しただけでなく、同被告人に対する檢察第2回訊問調書中の彼の供述で判示結社の目的は朝鮮で運動する場合には朝鮮を日本帝国の基盤から離脱させ、政治的には支配階級を打倒し民衆の自由意志の結合により組織された自由連合の意志で統制し、経済的には一切の財産を民衆の共有とするという意味の記載があるのでこれを認定する。そして被告人李奎虎の判示第2の事実に關しては当法廷は判示結社に加入したということだけを認定する。そして同結社の目的を認識したという事は否認したが同被告人に対する檢察第2回訊問調書のうち彼の供述で以上結社が判示と同じ目的を持つことを知ってこれに加入したという意味の記載があったので、これもまた彼の証拠が充分である。

また判示第3の事実のうち被告人嚴舜奉に關した(1)の事実を同被告人に対する司法警察官の第2回被疑者訊問調書のうち彼の供述で、自分は昭和8年3月頃南翔を解散し上海に転居し、数日後フランス租界福履理路亭元坊6号で判示の人物達と有吉公使殺害謀議に於てその行動任務を担当する者を抽選した結果、最初から強硬に主張した李康勳、白鷗波兩名に当選した。そして最後に決行日である同月17日午後中国料理店三和木で、我々同志が集合し上記2名の送別会を開催し兩名が無事に目的を達して帰るよう激励して升上、且も持ては、その店の前の道路で別れの挨拶をした。ところが午後11時頃(譯)여가가帰って来て拳事は失敗し白鷗波、李康勳が現場で武装警察官に逮捕され領事館に拘置されたという事を伝えた。また有吉公使襲撃の方法は宴会場からの帰路決行と計画していたという意味の記載に、証第9号刑事記録のうちの第1号公判調書で(譯)元心昌、白貞基及び李康勳の供述で判示と同内容の記載があることを照介しこれを認定することができる。また判示第3の(2)の事実等、被告李圭虎に対する検察第2回訊問調書のうち、彼の供述で嚴舜奉が(譯)李容魯の妻を脅迫したという事を除いて判示と同じ内容の記載を総合しこれを認定する。そして判示第3の(3)の事実のうち被告嚴舜奉が昭和10年3月23日午後4時頃、その前日移転した判示アジトで鄭華若から突弾を装填した拳銃を受けた。続いて同月25日午前6時頃被告李圭虎と共に上記拳銃中各々1丁(第1号及び第2号)を携帯して上記アジトを出発し同日午前7時30分頃判示李容魯の家に至った。李圭虎はその付近にある野菜市場広場で待機し、被告嚴舜奉だけはそのままその家の3階上がり李容魯の居室入口である戸付近で2、3応答を交した後、李容魯の居室で同人に対し上記拳銃を発射したことは被告人嚴舜奉の当法廷でこのような意味を供述したところである。彼と同様に被告人李圭虎の当法廷で判示同志判示場所に住居を移転し同月25日午前6時頃嚴舜奉から直接与えられた突弾を装填した拳銃を携帯し同人と共に同住所を出発し同日午前7時30分頃判示李容魯の家に至り、被告人は判事場所で待機していた事実に相違ないと供述した。合せて証第5号及び第6号の各々存在する事実によりこれを認定する。そして被告人の以上行動は、判示と同じ李容魯を殺害する謀議で判事経緯のもとに被告人兩名がその実行担当者となって判示と同じ準備調査をした後、その実行の具体的方法に關し判示と同じ李容魯の家を襲撃して、被告人李圭虎は判示場所で見張をし、被告人嚴舜奉は李容魯居室に確認と同時に突入し就寝中である同人に対し同人の後頭部に命中させたことは被告人嚴舜奉に対する検察第2回訊問調書のうち彼の供述で自分は判事結社の目的遂行の為に無政府主義を妨害する在上海居留民団副会長李容魯を李圭虎と共に殺害したことに相違ないという意味の記載

同上第3回訊問調書のうち彼の供述で以上判示と同じ意味の記載、被告人李圭虎に対する司法警察の第2回訊問調書中、彼の供述で以上判示關係事実と同じ意味の記載、そして証人朴聖信に対する予審訊問調書中、彼の供述で判示同時頃犯人は証人の家居室の戸側

で証人及び朴崇福と二三の対話を交した後、突然に扉を開け、ひっくり返し証人の居室に突し、夫李容魯がねている寝台を狙い拳銃2発を発射した。ところが当時夫李容魯はまだ睡眠中であつたという意味の記載によりこれを認定できる。

次に被告人嚴舜奉が判示と同じ朴聖信、朴崇福兩名に対しても、殺す意図で判示所為に出たことは、同被告人は当法廷で殺意の具と朴崇福に対し拳銃を発射したという点につき裁判判示と同じ意味を供述した。同被告人に対する検察官の3回訊問調書中、彼の供述で自分は上記兩名に対し判示と同じ拳銃を発射したことと同様はなく、もちろん同らに的中すれば死ぬだろうということを知っていたという意味を記載した。証人朴聖信に対する予審訊問調書中、彼の供述で、前述の犯人が夫に対し発砲して直ちに走り出て行くと証人は彼の後を追ひ犯人に接近するや、犯人は最も高き階段付近で拳銃を2発発射した。しかし証人は犯人と争ひながら階段を降りて行き、朴崇福も直ちに追つてきて挑みかかろうとすると犯人はまた1発の拳銃を発射したが、証人は朴崇福と協力してこれをのがすまいと力を尽した。しかし犯人は結局証人を振り切って逃避したという記載。証人朴崇福に対する司法警察官の訊問調書中、彼の供述で判示1時頃、朴聖信と協力し犯人を逮捕しようと、犯人及び朴聖信の後を追ひ階段の下に降り立ち、犯人は拳銃の引金を引くも不発に終つた。また格闘中犯人は拳銃で証人の頭を手当り次第で打つたという意味を記載。合わせて前記証人1号拳銃の現存した事実を総合し、これを認定し、被告人らが各々判示のとりの経緯で逮捕されたことは当法廷での彼の供述によりその事実は明白である。また被告人嚴舜奉の前記暴行により李容魯を判示創傷で殺すようにし、また朴聖信及び朴崇福兩名に対し、各々判示重傷を被るようにしたことは医師頓宮寛の各鑑定書でその意味を記載し、これを認定できる。また被告人嚴舜奉の罪の輕重の点は、以上短期間内に各種の行為を反復した事実に照らして明白である。であるから判示事実は全て、それを証明されるものである。

法律に照らして見ると、被告人嚴舜奉の行為中、国體の變革を目的とした結社に加入した点は治安維持法第1条第1項後段に、私有財産制度の否認を目的とする集團に加入した点は同法第1条第2項に各々該当する。以上は一個の行為で數個の罪名に抵触する場合に當り、現法第54条第1項前段第10条により重し前者の刑に負わなければならぬ。そして強盜未遂の点は同法第243条第236条第1項に、殺人の点は同法第199条に、殺人未遂の点は同法第203条、第199条に、殺人予備の点は同法第201条に各々該当し後の三者は連続犯から同法第505条、第10条を適用し最も重し殺人の罪で処断する。そしてその罪と強盜未遂罪と前記治安維持法違反の罪は一個の行為で數個の罪名に抵触する場合であるから同法第54条第1項前段第10条に準じ、最も重し殺人罪の刑に従ひ所定刑中死刑を選擇し、被告人嚴舜奉を死刑に処する。

次に李主虎の行為中、国體の變革を目的とした結社に加入した点は同法第1条第2項に該当する。私有財産制度の否認を目的とする結社に加入した点は同法第1条第2項に該当する。

以上は1個の行為で数個の罪名に抵触する場合に当るから刑法第54条第1項前段、第10条により重い前者の刑に処する。強盗未遂の臬は同法第243条、第236条第1項に、殺人の臬は同法第199条に各々該当し、その二者と前記治安維持法違反の罪とは一個の行為で数個の罪名に抵触することであるから同法第54条第1項前段、第10条に準じ最も重い殺人罪の刑に従い所定刑中有期懲役を選抜し以上被告人李圭虎を懲役13年に処する。主文記載の各押収物は判示第3の(3)で犯罪行為使用物件でまた犯人以外の人物には属さないから同法第19条第1項、第2項を適用する。であるから被告人兩名に対しこれを没収することで刑事訴訟法第401条第1項に従い主文のとおり判決する。

昭和11年4月24日

慶成覆審法院

刑事第1部

裁判長

朝鮮總督府

判事

池田良之助

火好

高畑 次郎